

日本不安症学会 会 則

(名称)

第1条 本会は日本不安症学会(Japanese Society of Anxiety and Related Disorders (JSARD))と称する。

(目的)

第2条 本会は不安症および関連症の診療、研究、教育に携わる医学・医療・教育関係者が集まり、不安症とその関連領域に関する研究を総合的に推進し、不安症および関連症の理解の普及を図り、精神医学・心身医学・精神科医療の発展と精神保健の充実に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、理事会の定めるところにおく。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 総会の開催
- (3) 一般市民を対象に行う講演会、公開シンポジウム
- (4) 刊行物の発行
- (5) 国内および国際の関連する学会との連携に努める。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- 1) 正会員、名誉会員、賛助会員、学生会員、臨時会員
- 2) 正会員は本会の目的に賛同する基礎または臨床の不安症および関連症の研究者で、原則として、臨床または基礎研究的論文(症例報告を含む)が1編以上ある者、または教育関係において相当の業績がある者で、所定の会費を納入したものとする。
- 3) 正会員および学生会員として入会を希望する者は、本会の評議員、理事又は監事のうち2名の推薦を受け、所定の様式により入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。会員は申し込みの際して、自己の関心のある研究分野を2つ以内で明示する。
- 4) 名誉会員は、原則として年齢が70歳以上で、本会の活動に関し、特に功労があった者で、理事会により推薦され、かつ評議員会において承認された者とする。
- 5) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するため、賛助会費または寄付金を納める団体または個人とする。
- 6) 賛助会員として入会を希望するものは、理事1名の推薦を受け、所定の様式により入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。
- 7) 学生会員は正会員の資格に準じ、不安症および関連症の基礎または臨床研究に携わる医学・医療・保健・教育の大学または大学院に所属する者とする。

- 8) 臨時会員は正会員の紹介により、本会の主催する学術集会に参加費を納めて出席する者とする。
- 9) 一般市民を対象に行う講演会、シンポジウムへの参加は会員に限らず、別途申し込みにより参加できる。

(会費)

第6条 本会の会費は別に定めるとおりとする。

(退会および除名)

- 第7条 本会を退会しようとする者は、退会届けを本会事務局に提出しなければならない。
- 2 2年間会費を滞納した者は、告知のうえ、退会した者とみなす。
 - 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をした会員、あるいは本会の会則に背く行為があった者は、理事会、評議員会の議を経て除名することができる。

(役員および評議員)

第8条 本会に次の役員および評議員を置く。

理事	10名程度
監事	1名
評議員会議長	1名
評議員	若干名

(役員)

- 第9条 理事は評議員のうちから理事会が推薦し、評議員会の承認を得なければならない。その際、不安症および関連症の研究分野を考慮する。
- 2 理事長は理事の互選により定める。
 - 3 理事長が必要と認めるときは、副理事長1～2名を置くことができる。副理事長は、理事のうちから理事長が推薦し、理事会の承認を得なければならない。
 - 4 監事は評議員より理事会が推薦し、評議員会の承認を得なければならない。
 - 5 評議員会議長は評議員の互選により定める。
 - 6 役員の任期は、選出された評議員会の終了時から3年後の評議員会終了時までとする。
 - 7 役員は再任を妨げない。
 - 8 理事会において役員の補充を行うときは、その任期は前任者の残任期間とする。

(評議員)

- 第10条 評議員は、原則として、3年以上引き続き本学会の正会員であり、かつ本学会の目的に寄与する業績のあった者から選出される。
- 2 新評議員になる者は、役員および評議員のうち2名の推薦を得、評議員会の承認を経て決定される。評議員は自己の関心のある研究分野を2つ以内明示する。
 - 3 評議員の任期および年齢上限はこれを定めない。ただし、評議員会への出席が一定以上に達しないときは、その資格を失うことがある。
 - 4 評議員を辞退するときは原則として文書をもって理事会に申し出るものとする。

(職務)

- 第11条 理事長は、本会の職務を総括し、本会の代表となる。
- 2 理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を組織し、本会の業務を議決し、執行する。
 - 4 監事は、本会の財産の状況を監査し、その結果を理事会および評議員会に報告する。
 - 5 評議員会議長は、評議員会を総括する。
 - 6 評議員は、評議員会を組織し、理事会より提出された事項、その他、本会に関する重要事項を審議する。

(会議)

第12条 本会は次の会議を開催する。

- (1) 学術集会
- (2) 総会
- (3) 評議員会
- (4) 理事会
- (5) その他、理事会において必要と認めるもの。

(会長および副会長)

第13条 本会に会長を置く。会長は学術集会を主催する。

- 2 会長は、正会員のうちから理事会の推薦、評議員会において決定される。
- 3 会長が必要と認めるときは、副会長 1 名を置くことができる。副会長は、正会員のうちから会長の推薦、理事会と評議員会において決定される。
- 4 会長及び副会長の任期は、前年の学術集会終了より始まり主催する学術集会の終了をもって満了とする。
- 5 会長に事故があるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(学術集会)

第14条 学術集会は年 1 回開催する。

- 2 本会が開催する学術集会の発表は原則として会員に限る。
- 3 会長は、学術研究関係事務を行うため必要と認めるときは、会員のうちから学会委員若干名を委託することができる。

(総会)

第15条 総会は原則として年 1 回、学術集会のとき開催する。

- 2 総会は理事長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会を招集するときは、正会員に対し、あらかじめ会議の目的たる事項及び日時、場所等を文書をもって少なくとも開催日の 10 日以前に通知しなければならない。

(理事会)

第16条 理事会は理事により構成される。監事、評議員会議長、会長および次期会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 理事会は年 1 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合には、臨時理事会を招集することができる。
- 3 理事又は監事より会議の目的たる事項を示し請求があったときは、理事長はすみやか

に理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するには、あらかじめ理事に対し会議の目的たる事項および日時、場所を文書をもって通知しなければならない。
- 5 理事会の議長は、理事長とする。
- 6 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面をもって意思表示をした者、又は書面をもって委任状を提出した者は出席者とみなす。
- 7 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 理事会は、当該年度の事業報告、収支決算、次年度の事業計画、収支予算及びその他理事会及び評議員会において必要と認められた事項を評議員会の議を経て、総会に報告し、その承認を得るものとする。

(評議員会)

- 第17条 評議員会は年1回評議員会議長が招集する。ただし、評議員会議長が必要と認めた場合には、臨時評議員会を開催することができる。
- 2 評議員会議長は、理事会の要請又は評議員の5分の1以上の要請があったときは、すみやかに評議員会を招集しなければならない。
 - 3 評議員会を招集するには、あらかじめ会議の目的たる事項及び日時、場所を文書をもって通知しなければならない。
 - 4 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面をもって意思表示をした者、又は書面をもって委任状を提出した者は出席者とみなす。
 - 5 評議員会の議決は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した評議員が代行する。
 - 7 評議員会は、審議の要項及び議決事項を理事会に報告するものとする。

(委員会および専門部会)

- 第18条 理事会は必要に応じ、学会運営に関する各種の委員会およびある分野の推進に関する専門部会を置くことができる。
- 2 各委員会および専門部会の規定は別に定める。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会則改定)

- 第20条 本会の会則は、評議員会で評議員の3分の2以上の賛成をもって改定することができる。

付 則

- 第1条 本会の正会員の会費は年額 4,000 円とする。ただし、評議員ならびに役員の年会費は 6,000 円とする。学生会員は 2,000 円とする。
- 2 賛助会員の年会費は 1 口 50,000 円とする。
 - 3 正会員の会費の改定は評議員会の議決を必要とする。
 - 4 名誉会員は会費を要しない。
 - 5 既納の会費はこれを返却しない。
- 第2条 本会側は平成 20 年4月1日より実施する。
- 第3条 創設時より 3 年間の役員、評議員は会則に拠らない。
- 第4条 本会の事務局は、〒102-0084 東京都千代田区二番町 11-1-306 日本不安症学会事務局 Fax:03-6380-9675 E-mail:office@jpsad.jp におく。

不安症学会役員

理事長 久保木富房

評議員長 貝谷久宣

理事 (五十音順)

笠井清登 神庭重信 熊野宏昭 小山司 坂野雄二 佐々木司

清水栄司 坪井康次 野村忍 福土審 山田和夫

顧問 (五十音順)

大野裕 岡崎祐士 久保千春 越野好文 齊藤万比古

齋藤利和 下光輝一 高橋徹 竹内龍雄 丹野義彦

野村総一郎 樋口輝彦 藤井薫 山内俊雄

名誉会員 (五十音順)

上島国利 切池信夫

評議員 (発起人を了承した者が評議員に移行となる)

学会事務局(会計担当) 野口恭子